明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年三月三十一日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

島根県邑智郡邑南町矢上六〇〇〇番地
邑南町土地開発公社
清算人　桑野　修

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田九六〇番地
清算法人豊津町土地改良区
清算人代表　溝口　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

鹿児島市草牟田二丁目五七番一号
財団法人鹿児島県立鹿児島工業高等学校
教育振興会
清算人　杉山　典令

第二十三期決算公告

平成二十四年一月三十一日現在

貸借対照表の要旨
（単位・千円）

資産の部

流動資産	七三八、四七八
固定資産	一二、五八八
合計	七五一、〇六六
負債の部	
流動負債	三八二、六五二
固定負債	二五、二九九
純資産の部	
株主資本	三四三、一一五
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八〇、〇〇〇
（資本準備金）	（八〇、〇〇〇）
利益剰余金	一六三、一一五
（その他利益剰余金）	（一六三、一一五）
（うち当期純利益）	（六、八三九）
合計	七五一、〇六六

平成二十四年五月二十八日

東京都中央区日本橋久松町四番四号
ピジョンウィル株式会社
代表取締役　笠原かほる

第四十四期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨
（単位・百万円）

資産の部

流動資産	五五
固定資産	二五九
資産の部合計	三一四
負債及び純資産の部	
流動負債	五四
固定負債	二四
退職給付引当金	二四
負債の部合計	七八
株主資本	二三六
資本金	一〇〇
利益剰余金	一三六
利益準備金	八
その他利益剰余金	
（当期純利益）	一二七
純資産の部合計	（九）
負債及び純資産の部合計	二三六
平成二十四年五月二十八日	三一四

静岡県富士市南松野二三二九番地
ニコー製紙株式会社
代表取締役　山下　博之

第六十八期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨
（単位・百万円）

資産の部

流動資産	八五六
固定資産	六四二
資産の部合計	一、四九九
負債及び純資産の部	
流動負債	七八四
賞与引当金	一七
その他	七六七
固定負債	三九三
退職給付引当金	二八
その他	三六五
負債の部合計	一、一七七
株主資本	三二〇
資本金	五八
資本剰余金	四二
資本準備金	四二
利益剰余金	二一九
利益準備金	一一
その他利益剰余金	二〇八
（当期純利益）	（二四）
評価・換算差額等	〇
純資産の部合計	三二一
負債及び純資産の部合計	一、四九九

平成二十四年五月二十八日

高知県吾川郡いの町三八九五番地
伊野紙株式会社
代表取締役　正木　一路

配当公告

札幌市東区北二八条東二一丁目五番一四号
破産者　銀鈴商事株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第九八四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一四五、八三一、三八一円

一、配当をすることができる金額
金二五、五四九、三七〇円

平成二十四年五月二十八日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地第二タイムビル六階
破産管財人　弁護士　坂本　泰朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道檜山郡上ノ国町字宮越一五五番地の二、最後の住所北海道檜山郡上ノ国町字中須田五八六番地の二
被相続人　亡　荒谷　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

北海道函館市新川町二一番一三号弁護士法人ゆの川　相続財産管理人　井口　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市駒場町二丁目五三四番地、最後の住所北海道恵庭市駒場町二丁目八番七号
被相続人　亡　岡本　孝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

事務所札幌市中央区北二条西一〇丁目　植物園グランドハイツ四一三号　上野八郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横山　和樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市本多二丁目一〇四七番地三、最後の住所埼玉県新座市本多二丁目一番六号
被相続人　亡　並木　正吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一一―二
松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所
相続財産管理人　山本　美雪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市五香一丁目一三番地一四、最後の住所千葉県松戸市五香一丁目一三番地の一四
被相続人　亡　武藤　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

千葉県松戸市本町一八番地の四ＮＢＦ松戸ビル七階ユーカリ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　悠里

定時社員総会開催延期のお知らせ

平成二十四年五月開催予定の平成二十四年度定時社員総会は、事務手続きの都合により延期するのでお知らせします。

平成二十四年五月二十八日

兵庫県三木市口吉川町大島字行司谷一一八七番地三
有限責任中間法人みなぎの会
代表理事　小林　晉